

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成22年12月17日
【会社名】	広島ガス株式会社
【英訳名】	HIROSHIMA GAS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 田村 興造
【本店の所在の場所】	広島市南区皆実町二丁目7番1号
【電話番号】	広島(082)251-2151（代表）
【事務連絡者氏名】	経理グループマネジャー 大野 暢寛
【最寄りの連絡場所】	広島市南区皆実町二丁目7番1号
【電話番号】	広島(082)251-2151（代表）
【事務連絡者氏名】	経理グループマネジャー 大野 暢寛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 259,953,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,187,000株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 平成22年12月17日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付け申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,187,000株	259,953,000	-
一般募集			
計(総発行株式)	1,187,000株	259,953,000	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
219		1,000	平成23年1月14日(金)		平成23年1月14日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
広島ガス株式会社 総務部	広島市南区皆実町二丁目7番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社広島銀行 本店営業部	広島市中区紙屋町一丁目3番8号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
259,953,000		259,953,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額259,953,000円につきましては、平成23年3月末までに期限の到来する長期借入金返済に全額充当する予定であります。なお、返済までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
代表者の役職及び氏名	執行役社長 岩崎 俊博
資本金	30,000百万円
事業の内容	銀行業務、信託業務
主たる出資者及びその出資比率	野村ホールディングス株式会社（100%）

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成22年12月17日現在のものであります。

従業員株式所有制度の内容

割当予定先である野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）は、当社と野村信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、野村信託銀行株式会社を受託者とする金銭信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約によって設定される信託を「本信託」といいます。）を締結することによって設定された信託口です。当社の導入する信託型従業員持株インセンティブ・プラン（以下「本プラン」といいます。）は従業員株式所有制度に該当しますので、以下、本プランの内容を記載します。なお、野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）の名称中に「投資会」とありますが、従業員持株会である広島ガス自社株投資会（以下「本投資会」といいます。）は従来通り存続、運営しており、新たな従業員持株会が作られるわけではありません。

1. 概要

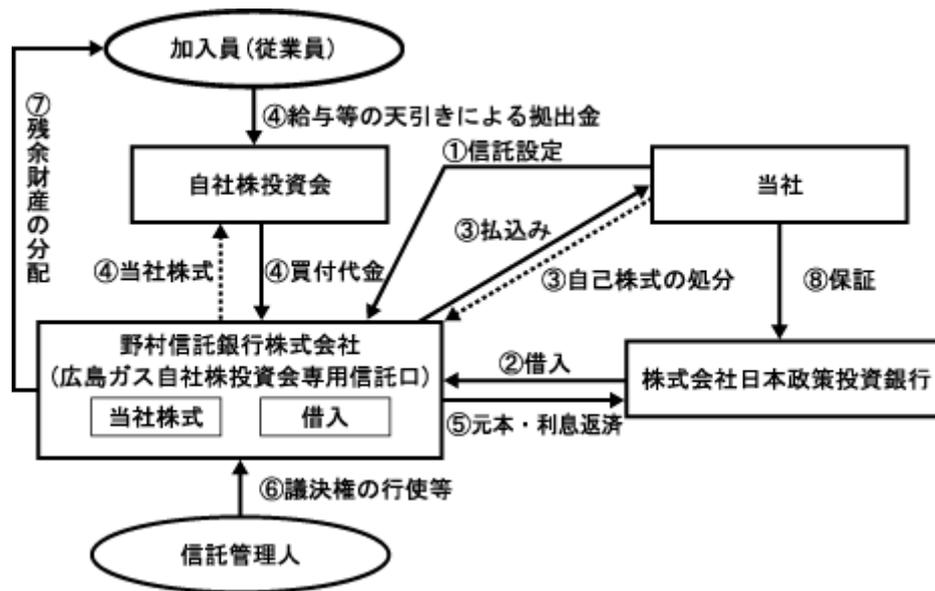
本プランは、本投資会に加入するすべての従業員を対象とする、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本プランでは、野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）が、本信託の設定後5年間にわたり本投資会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として、当社からの第三者割当によって取得します。当該借入は、貸付人を株式会社日本政策投資銀行（以下「貸付人」といいます。）、借入人を野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）、保証人を当社とする三者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、第三者割当については、野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）と当社との間で本届出書の効力発生後に締結される予定の株式譲渡契約に基づいて行われます。野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）が取得した当社株式は、本投資会と締結される株式注文契約に基づき、信託期間（5年を予定しておりますが、本信託契約に定める一定の事由が発生した場合（信託財産に属する当社株式が本投資会に全て売却された場合等）には、5年よりも早期に終了することがあります。）において、毎月、当社株式を本投資会に対してその時々で売却することとなっております。野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）は、当該売却をする当社株式の売却代金として、本投資会の会員からの給与等天引きによって拠出される金銭を本投資会から受け取り、当該売却代金及び保有株式に対する配当金を貸付人からの借入金の返済及び金利の支払いに充当します。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、残余の金銭が存在する場合は、当該金銭を、本信託契約で定める受益者適格要件（下記3.をご参照ください。）を満たす従業員に分配します。当該分配については、受託者である野村信託銀行株式会社と当社が事務委託契約を締結しており、当社は、当該契約に基づき従業員に金銭の分配を行います。なお、本信託終了時において、当社株式売却損相当の借入残債がある場合は、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき、保証人である当社が保証履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使については、信託管理人（受益者代理人）が本信託の受託者である野村信託銀行株式会社に対して指図を行い、本信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行います。信託管理人（受益者代理人）は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使ガイドラインに従います。なお、信託管理人は、当社労働組合の執行委員長が就任します。また、本信託終了後、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任し、信託管理人が行う上記指図を、受益者代理人が行います。

2. 本投資会に売り付ける予定の株式の総数

1,187,000株

3. 受益者の範囲

本信託契約で定める受益者確定手続開始日において生存し、かつ、本投資会に加入している者（但し、本信託契約の締結日である平成22年12月17日以降受益者確定手続開始日までに定年退職によって本投資会を退会した者を含みます。）のうち、所定の書類を、信託管理人を通じて受託者たる野村信託銀行株式会社に送付することによって受益の意思表示を行った者を受益者とします。

信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship[®]）の概要

（注）実線（ ）を除くは資金の移動、点線は株式の移動を示しています。

（参考）E-Ship[®]は野村証券株式会社の登録商標です。

E-Ship[®]（Employee Shareholding Incentive Planの略称）は、米国で普及している従業員持株制度ESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、野村証券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した従業員向けインセンティブ・プランです。

（3） 割当予定先の選定理由

当社は平成19年8月より本プランを導入し、平成24年9月7日が本プランの満了予定日でしたが、信託財産に属する当社株式が想定よりも早く本投資会へ全て売却されたため、本プランは平成22年11月2日に終了いたしました。本プランの再導入にあたり、同種の制度の受託実績や制度導入に至るサポート体制、導入後の事務体制等を、本制度の円滑な導入と運営等の観点から総合的に検討した結果、野村証券株式会社から提案のあった本プランを再導入することとしました。本プランは、「(2) 提出者と割当予定先との間の関係 従業員株式所有制度の内容 1. 概要」に記載しましたとおり、本投資会に加入するすべての従業員にインセンティブを付与するための制度であり、幅広い従業員が株価を意識し、企業価値向上を目指して業務遂行することを促すものです。また、本投資会が市場の流動性の影響を受けることなく円滑に当社株式の買付けを行うことができ、さらに、従業員の利益を代表した信託管理人（受益者代理人）が本投資会の意思を反映した野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）内の当社株式に関わる議決権行使を行うことから、従業員が株主としてその意思を企業経営に反映させることにより、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる向上につながるものと考えております。

このような目的のため、本プランの再導入は当社にとって必要と判断し、同種のプランの受託実績やプラン導入に至るサポート体制、導入後の円滑な事務運営等を総合的に検討した結果、野村証券株式会社及び野村信託銀行株式会社から提案のあった本プランを再導入することとしました。

なお、「従業員株式所有制度の内容 3. 受益者の範囲」に記載しました対象受益者への信託財産の分配方法は、原則として当該受益者の信託期間中の拠出金額に応じて決定されます。

また、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その有効活用として、本プランにおいて自己株式の割当を行うことといたしました。

本プランにおいては、「従業員株式所有制度の内容 1. 概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、野村信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が、受託者たる野村信託銀行株式会社に対して、当社株式を割り当てることになっていることから、野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）を割当予定先として選定したものです。

（4） 割り当てようとする株式の数

1,187,000株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先である野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）は、本信託契約に従って株式注文契約を本投資会と締結し、当社株式の売買について合意した上で、当該契約に基づき、毎月、当社株式を本投資会に対してその時々々の時価で売り付けることになっております。なお、野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）は、当該契約に基づき、原則として本投資会以外に当社株式を売却することはございません。野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）は、当該売り付けをする当社株式の売却代金として、本投資会の会員からの給与等天引きによって拠出される金銭を本投資会から受取り、当該売却代金を貸付人からの借入金の返済及び金利の支払いに充当します。当該借入金の完済後は、当該売却代金は信託財産として蓄積され、本信託の終了後、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員（「(2)提出者と割当予定先との関係 3. 受益者の範囲」をご参照ください。）に分配されます。なお、借入金の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である野村信託銀行株式会社から、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、貸付人からの借入金によって払込みを行う予定である旨を、本信託契約に基づき、貸付人、借入人及び保証人の三者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約によって確認しております。責任財産限定特約付金銭消費貸借契約は、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証履行する内容となっております。

なお、当社は、借入人に対する上記保証に対し、当該契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

割当予定先：野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）

借入人：野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）

保証人：当社

貸付人：株式会社日本政策投資銀行（260,000,000円）

(7) 割当予定先の実態

割当予定先である野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）は、割当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、信託管理人（受益者代理人）の指示に従います。信託管理人は、現在又は過去において当社及び関係会社（以下「当社等」といいます。）の役員ではないこと、現在又は過去において当社等の役員の2親等内の親族ではないこと、当社等と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社等の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社等との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社労働組合の執行委員長が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。また、信託管理人（受益者代理人）は、野村信託銀行株式会社（広島ガス自社株投資会専用信託口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。

また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、野村信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。また、信託管理人は当社の従業員であり、当社は、広島ガスグループ社員行動指針として、違法行為・反社会的行為に関与しないよう基本的な法律知識・社会的常識を持って、いかなる場合でも良識ある行動に努めるとともに、反社会的勢力との取引や資金提供等は一切行わないことを定めております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分は従業員株式所有制度の導入を目的としております。また、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため当該処分にかかる取締役会決議の直前1ヵ月(平成22年11月17日～平成22年12月16日まで)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均値(円未満切捨)219円といたしました。

また、直前1ヵ月の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など、特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く、合理的なものであると判断したためです。

なお、1株あたりの処分価額は、当該処分に係る取締役会決議前日終値219円との乖離率は0.00%、同じく直前3ヵ月間(平成22年9月17日～平成22年12月16日)の株式会社東京証券取引所における終値平均218円(円未満切捨)との乖離率は0.45%、同じく直前6ヵ月間(平成22年6月17日～平成22年12月16日)の終値平均217円(円未満切捨)との乖離率は0.92%となります。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名(うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、現在の本投資会の年間買付予定額(直近の月例、賞与買付け時における拠出金額及び奨励金額を基準に年次換算した金額)に基づき、信託設定期間である5年間に本投資会が買付ける予定の金額を処分価額で除した株数であります。

なお、希薄化の規模は発行済株式数に対し1.91%(平成22年9月30日時点の総議決権数59,054個に対する割合は2.01%)と小規模であり、合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
岩谷産業株式会社	大阪府中央区本町三丁目6番4号	7,607,428	12.88%	7,607,428	12.63%
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	3,855,000	6.53%	3,855,000	6.40%
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	2,991,000	5.06%	2,991,000	4.97%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2,970,000	5.03%	2,970,000	4.93%
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目3番8号	2,840,000	4.81%	2,840,000	4.71%
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	2,540,000	4.30%	2,540,000	4.22%
米田 正幸	広島市西区	1,952,000	3.31%	1,952,000	3.24%
広島電鉄株式会社	広島市中区東千田町二丁目9番29号	1,860,000	3.15%	1,860,000	3.09%
広島ガス自社株投資会	広島市南区皆実町二丁目7番1号	1,438,639	2.44%	1,438,639	2.39%
西部瓦斯株式会社	福岡市博多区千代一丁目17番1号	1,420,000	2.40%	1,420,000	2.36%
計	-	29,474,067	49.91%	29,474,067	48.93%

(注)1.平成22年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2.上記のほか当社保有の自己株式2,613,603株は割当後1,426,603株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第156期）及び四半期報告書（第157期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成22年12月17日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成22年12月17日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第156期事業年度）の提出日（平成22年6月25日）以後、本有価証券届出書の提出日（平成22年12月17日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年6月25日に臨時報告書を中国財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 買収防衛策(停止条件付ライツ・プラン)再導入の件

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、深山英樹、田村興造、上総英司、佐伯正夫、中村治、大田哲哉、角廣勲、堂本慎一、和田博喜、出田善蔵、熊谷鋭を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 買収防衛策(停止条件付 ライツ・プラン) 再導入の件	52,372	67	0	(注) 1	可決 99.82
第2号議案 取締役11名選任の件					
深山 英樹	52,433	33	0	(注) 2	可決 99.93
田村 興造	52,447	19	0		可決 99.96
上総 英司	52,442	24	0		可決 99.95
佐伯 正夫	52,442	24	0		可決 99.95
中村 治	52,442	24	0		可決 99.95
大田 哲哉	52,385	81	0		可決 99.84
角廣 勲	52,437	29	0		可決 99.94
堂本 慎一	52,442	24	0		可決 99.95
和田 博喜	52,442	24	0		可決 99.95
出田 善蔵	52,440	26	0		可決 99.95
熊谷 鋭	52,445	21	0		可決 99.95

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第156期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月25日 中国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第157期第2四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月12日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 8月12日

広島ガス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 濱田 芳弘指定社員
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩平指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 邦光

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている広島ガス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度に係る訂正報告書の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。
2. 注記事項（連結貸借対照表関係）に記載されているとおり、連結子会社である広島ガス開発株式会社は、同社が行った不適切な取引に係る不当利得返還請求訴訟を提起されている。当該訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については連結財務諸表に計上されていない。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び連結子会社である広島ガス開発株式会社他4名に対する損害賠償請求訴訟並びに会社他5名に対する損害賠償請求訴訟が提起されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、平成21年6月25日に提出された広島ガス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、広島ガス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載のとおり、会社は、連結子会社である広島ガス開発株式会社及び広島ガスリビング株式会社において内部統制の不備を原因として不適切な取引が行われたため、重要な欠陥に該当するものと判断している。当該不適切な取引については会社による調査が行われ、その結果特定した必要な修正は連結財務諸表に反映されており、当該重要な欠陥の影響を考慮して、財務諸表監査において実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しているため、財務諸表監査の意見に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月24日

広島ガス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 濱田 芳弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩平

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 邦光

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている広島ガス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 注記事項（連結貸借対照表関係）に記載されているとおり、連結子会社である広島ガス開発株式会社が行った不適切な取引に関して、同社に対する不当利得返還請求訴訟並びに同社及び会社他4名に対する損害賠償請求訴訟が提起されている。これらの訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については連結財務諸表に計上されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社他1社及び9名に対する損害賠償請求訴訟が提起されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、広島ガス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、広島ガス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 8月12日

広島ガス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 濱田 芳弘指定社員
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩平指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 邦光

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている広島ガス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第155期事業年度に係る訂正報告書の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島ガス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び連結子会社である広島ガス開発株式会社他4名に対する損害賠償請求訴訟並びに会社他5名に対する損害賠償請求訴訟が提起されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月24日

広島ガス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 濱田 芳弘指定社員
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩平指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 邦光

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている広島ガス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第156期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島ガス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 注記事項（貸借対照表関係）に記載されているとおり、連結子会社である広島ガス開発株式会社が行った不適切な取引に関して、同社及び会社他4名に対する損害賠償請求訴訟並びに会社他5名に対する損害賠償請求訴訟が提起されている。これらの訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については財務諸表に計上されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社他1社及び9名に対する損害賠償請求訴訟が提起されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

広島ガス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 濱 田 芳 弘 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 松 原 浩 平 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 邦 光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている広島ガス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 注記事項(四半期連結貸借対照表関係)に記載されているとおり、連結子会社である広島ガス開発株式会社が行った不適切な取引に関して、同社に対する不当利得返還請求訴訟並びに同社及び会社他4名に対する損害賠償請求訴訟が提起されている。これらの訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については四半期連結財務諸表に計上されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であり民事再生手続中の広島ガス開発株式会社は、その全ての事業を同じく連結子会社である広島ガステクノ株式会社に譲渡することを、平成21年11月9日開催の臨時株主総会において決議し、平成21年12月1日付で事業譲渡を実行することとなった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

広島ガス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 濱 田 芳 弘 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 邦 光 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている広島ガス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

注記事項(四半期連結貸借対照表関係)に記載されているとおり、連結子会社である広島ガス開発株式会社が行った不適切な取引に関して、同社及び会社は損害賠償請求訴訟の提起を受けている。これらの訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については四半期連結財務諸表に計上されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。